

## 道路等境界情報閲覧申請方法・注意事項

- 閲覧できる境界図面（注意①）  
道路等の境界確認の基となる「**街区の世界座標値**」又は「**境界設定図**」
  - 閲覧方法（注意②）
    1. 各行政区を担当する道路利活用課東部方面分室または西部方面分室に「**道路境界情報閲覧申請書**」を提出して頂きます。（郵送、ファックス、電子メール可）
    2. 「道路等境界情報閲覧申請書」に申請地の位置が確認できる地図を添えて提出願います。
  - 閲覧時間  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
  - 閲覧場所
    1. 道路利活用課東部方面分室……千種区、東区、昭和区、瑞穂区、守山区、緑区、名東区、天白区  
住所：千種区桜が丘16 千種土木事務所3F  
電話番号：052-782-2411／ファックス番号：052-782-7760  
電子メールアドレス：[a7822411@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp](mailto:a7822411@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp)
    2. 道路利活用課西部方面分室……北区、西区、中村区、中区、熱田区、中川区、港区、南区  
住所：中村区香取町1丁目87 名古屋市緑政土木局西部方面分室2F  
電話番号：052-419-5081／ファックス番号：052-411-8201  
電子メールアドレス：[a3632036@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3632036@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp)
- （注意事項）
- 注意①
    1. 境界図面は**市内全ての地域で備えられているわけではありません**。また、「街区の世界座標値」を閲覧できる地域では「境界設定図」の閲覧はできません。
    2. 境界図面は本市が道路管理上作成したものです。図面に記載されている寸法・面積等の情報については協議のもととなる数値であり**境界の確定を保証するものではありません**のでご注意ください。
  - 注意②
    1. 「道路等境界情報閲覧申請書」を受理したのちに境界図面を準備するため、実際に閲覧できるまでに**数日程度の期間を要する場合があります**。